

## 議案第44号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(白岡市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 白岡市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年白岡町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名した」を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「宣誓書用」を「宣誓書」に改め、「㊟」を削る。

(白岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 白岡市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年白岡町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(白岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 白岡市固定資産評価審査委員会条例(昭和35年白岡町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名、押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名、押印し」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名、押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の

次に次の 1 号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 1 1 条第 2 項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名、押印し」を削り、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正)

第 4 条 蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業の施行に関する条例（平成 7 年白岡町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「し、及び押印」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

国及び県において、行政手続における押印見直しに向けた取組が進められている中、本市においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。